

令和 3 年第 1 回臨時会

令和 3 年 7 月 30 日 開会
7 月 30 日 閉会

昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会

目 次

○ 7 月 30 日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議会職員出席者	1
議事日程	2
開会宣告	3
日程第 1 仮議席の指定	3
日程第 2 昭和病院企業団議会議長の選挙	3
追加日程第 1 議席の指定	6
追加日程第 2 会議録署名議員の指名	7
追加日程第 3 会期の決定	7
追加日程第 4 昭和病院企業団議会副議長の選挙	7
追加日程第 5 行政報告	8
(1) 令和 2 年度公立昭和病院取扱患者実績について	
(2) 令和 2 年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況について	
(3) 公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について	
追加日程第 6 議案第 7 号 専決処分（昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例）の承認を求めることについて.....	24
追加日程第 7 議案第 8 号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて.....	26
閉会宣告	28

令和３年昭和病院企業団議会第１回臨時会会議録

○ 期 日 令和３年７月30日（金曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（14名）

1 番	湯 澤 綾 子	2 番	た ゆ 久 貴
3 番	幸 田 昌 之	4 番	吉 本 ゆうすけ
5 番	横 尾 たかお	6 番	小 町 明 夫
7 番	三 浦 猛	8 番	野 島 武 夫
9 番	西 上 ただし	10 番	渋谷 けいし
11 番	大 后 治 雄	12 番	荒 幡 伸 一
13 番	中 村 すぐる	14 番	稲 垣 裕 二

○ 欠席議員 なし

○ 出席説明員

企業長 兼 院長	上 西 紀 夫	副 院 長	照 屋 正 則
副 院 長	藤 田 彰	事 務 局 長	原 口 博
事 務 局 次 長		事務局担当次長	
経営企画兼会計担当課長	小 林 忠 幸	兼 医 事 課 長	金 井 弘 子
総 務 課 長	野 口 尚 巳	業 務 課 長	笹 野 孝
連携担当課長	手 塚 達 也		

○ 議会職員出席者

書 記 長	小 林 忠 幸	書 記 次 長	芳 賀 琢 馬
書 記	青 柳 利 隆		

○ 議事日程

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 昭和病院企業団議会議長の選挙

○ 追加議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 昭和病院企業団議会副議長の選挙

日程第 5 行政報告

日程第 6 議案第 7 号 専決処分（昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例）
の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 8 号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めるこ
とについて

午前 9 時34分

○ 書記長（小林 忠幸）

本日の会議の進行に関しましてご説明申し上げます。今般、企業団議員の改選等によりまして、現在、企業団議会では議長及び副議長が不在でございます。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中の年長議員でいらっしゃいます西上ただし議員、どうぞ議長席にお着き願います。

〔西上ただし臨時議長、議長席に着く〕

○ 臨時議長（西上ただし） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました西上ただしでございます。地方自治法第107条の規定に基づき、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

午前 9 時35分 開会・開議

○ 臨時議長（西上ただし） それでは、開会宣告を行います。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年昭和病院企業団議会第 1 回臨時会を開会いたします。

日程第 1 仮議席の指定

○ 臨時議長（西上ただし） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の座席といたします。

○ 臨時議長（西上ただし） ここで暫時休憩といたします。

午前 9 時36分 休憩

午前 9 時37分 再開

○ 臨時議長（西上ただし） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

日程第 2 昭和病院企業団議会議長の選挙

○ 臨時議長（西上ただし） 日程第 2、昭和病院企業団議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定による指名推選にいたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○ 臨時議長（西上ただし） ありがとうございます。

挙手全員と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法につきましては臨時議長が指名することとしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 臨時議長（西上ただし） ありがとうございます。

挙手全員と認めます。

よって、臨時議長において指名することと決定いたしました。

議長には、小平市の幸田昌之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました幸田昌之議員を議長の当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 臨時議長（西上ただし） ありがとうございます。

挙手全員と認めます。

したがって、幸田昌之議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました幸田昌之議員が議場におられますので、この席から昭和病院企業団議会会議規則第30条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

幸田昌之議員には、当選の承諾に当たり、自席より議長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 3 番（幸田 昌之） ただいま皆様のご推挙をいただき議長を仰せつかりました幸田昌之でございます。諸先輩方がいる中、大変恐縮ではありますが、心を引き締めて、公正・公平な議会運営を心がけてまいりたいと思います。

昭和病院は、構成7市の命と健康を守る非常に重要な医療機関だと思っております。さらに、現在のコロナ禍にあっては、かつてない状況に直面することも多々あるかと思います。その中で、医療従事者、病院関係者の皆様への敬意と感謝を忘れることなく、しかしながら、厳正な立場に立って、構成市の議員の皆様のご協力をいただきながら、しっかりと議会運営、議事進行に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

- 臨時議長（西上ただし） ありがとうございます。

それでは、幸田昌之議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

〔幸田昌之議長、議長席に着く〕

- 議長（幸田 昌之） 改めまして、議長の幸田昌之でございます。よろしくお願いいたします。



- 議長（幸田 昌之） 早速ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

なお、書記長は企業長の補助職員として議案等の説明員の立場もでございますので、ここで書記次長と交代をいたします。

午前9時41分 休憩

午前9時42分 再開

- 議長（幸田 昌之） それでは、会議を再開いたします。



○ 議 長（幸田 昌之） ここで、上西企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。上西企業長。

○ 企 業 長（上西 紀夫） 議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日は病院の説明会に皆さん方全員ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、現在、東京オリンピック開催期間中ではございますけども、東京都では4度目の緊急事態宣言が発出されておまして、当院では、いまだに収束の兆しが見えないこの新型コロナウイルス感染症への対策に、引き続き職員一丸となって取り組んでおります。

ここで簡単に現状をちょっとご報告させていただきます。

昨日の夕方現在ですが、コロナ陽性入院患者さん、29名おられます。それで、特に今週の月曜から木曜の4日間、この間に入院された患者さんが14名、約半分、急速に入院患者さんが増えています。

その中の特徴の1つは、自宅療養した方が自宅ですずっと経過観察して具合が悪くなったという患者さんが結構増えているんですね。

これはなぜかという、本当はホテルに行くはずの人々なんですが、実はホテルは、部屋はあるんだけど、対応する職員がいない。例えば患者さんが退院すると消毒しなきゃいけない。どうやっているかという、ワンフロアが空かないと駄目なんです。だから、一度に、順番に入るということはないんですね。ワンフロアの患者さんがいなくなると改めて全体を消毒するので、そのフロアは全く患者さんが入れない。

それから、消毒する職員とかいろんな方もやっぱり不足しているとか、あるいは、看護師さんとか派遣されているドクターも、ワクチンとかいろんなことをやっているのに、なかなか少ないと。いろんな状況があって、結局自宅で待機をされていて具合が悪くなって来という方が多いんですね。

その中でもう1つ問題は、この圏域だけではなくて、都内とかほかの圏域で具合が悪くなった人たちが結構来るんですね。ですから、この構成7市の圏域の方優先というわけではないんですね。ですから、これ以上増えてくると、その辺が危惧されます。

実際にどういう状態の患者さんかという、重症者が今2名です。1人はECMOを使っています。それから、10名ちょっとは中等症Ⅱ、すなわちこれから重症化する患者さんが半分ぐらいいるということで、非常に厳しい状況であるということをご報告させていただきますと同時に、もう1つの問題は、熱中症の患者さんがまた来ていらっしゃる。発熱がある患者さんは熱中症なのかコロナなのか分からないんですね。それに対しては完全の防御をしてやらなきゃいけないということで、非常に大変だということになっています。

昨日、東京都の要請があって、増えた患者さんを何とか引き取ってほしい、そのためには救急の制限、一般診療の制限、手術の制限をしてほしいという要請がありました。したがって、これ以上増えてくると、そういう手術、本来治療すべき人たちも治療できない、あるい

は救急で来ても断らざるを得ないという状況がほぼ現実となっているということで、非常に大変なところで頑張っていますので、ぜひその辺はご理解いただきたいと思います。

あと、ワクチンのことをございますけども、本日をもって基本的に職員全員、それから圏域から依頼された医療従事者のワクチン接種は全て終わる予定ということになっていますし、病院経営につきましては、後でご報告させていただきますけども、南館8階のアイセンターを移設後、眼科外来跡地を患者さんの検査説明や入院支援センターとして運用することを今検討しているところでございます。

また、医療を提供することに対する医療の評価、病院評価ですが、今年の12月に受審をしなきゃいけないということで、これも結構、かなり大変なストレスなんですけど、現在、それに向けて鋭意準備をしているということでございます。

ということで、本日は、行政報告3件のほか、議案が2件ございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

○ 議長（幸田 昌之） 続きまして、諸般の報告をいたします。

初めに、4月30日に開催されました昭和病院企業団開設者協議会において、東村山市の渡部市長が会長に、小平市の小林市長が副会長に選任されたとのことですので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、令和3年1月分から5月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告及び令和2年度昭和病院企業団債権放棄報告書が提出されております。お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

○ 議長（幸田 昌之） それでは、ここでお諮りいたします。追加日程第1、議席の指定から追加日程第7、監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについてまで、以上7件を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（幸田 昌之） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議席の指定から追加日程第7、監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについてまで、以上7件を本日の日程に追加し、議題とすることと決定しました。

それでは、配付の追加議事日程に従いまして、会議を進めます。

追加日程第1 議席の指定

○ 議長（幸田 昌之） 追加日程第1、議席の指定を行います。

昭和病院企業団議会会議規則第3条の規定により、ただいま着席の議席といたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（幸田 昌之） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、昭和病院企業団議会会議規則第109条の規定により、議長において指名いたします。本日は、6番、小町明夫議員、13番、中村すぐる議員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第3 会期の決定

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

- 議長（幸田 昌之） ここで暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時51分 再開

- 議長（幸田 昌之） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

追加日程第4 昭和病院企業団議会副議長の選挙

- 議長（幸田 昌之） 追加日程第4、昭和病院企業団議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にいたしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法につきましては議長が指名することとしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

挙手全員と認めます。

よって、議長において指名することと決定いたしました。

副議長には、西東京市の稲垣裕二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました稲垣裕二議員を副議長の当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、稲垣裕二議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました稲垣裕二議員が議場におられます。昭和病院企業団議会議規則第30条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

稲垣裕二議員には、当選の承諾に当たり、自席より副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

- 14 番（稲垣 裕二） ただいま副議長に当選をさせていただきました西東京市の稲垣裕二です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。私自身、初めての昭和病院企業団議会でございます。しっかりと議長を補佐し、公平なる議会運営に努めてまいりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。（拍手）

- 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

追加日程第5 行政報告

- 議長（幸田 昌之） 追加日程第5、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況、公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての3件について行います。

質疑につきましては、3件全て報告が終わった後、順次行いますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、行政報告（1）令和2年度公立昭和病院取扱患者実績についての報告をお願いいたします。医事課長。

- 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきましてご報告いたします。

お手元に配付いたしております行政報告（1）令和2年度公立昭和病院取扱患者実績をご覧いただきたいと存じます。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄、入院、外来の一番上の行が1日当たりの平均患者数、次の行が延べ患者数を示しておりますので、この数を中心にA欄の予算との比較で、B欄の実績、C欄の差引、F欄の過不足、G欄の達成率をご報告させていただきます。

それでは、区分欄入院のA欄の予算360人に対しまして、B欄の実績336.3人、C欄の予算に対する実績の差引で23.7人の減となっております。F欄の過不足は、予算延べ患者数に対する実績延べ患者数でございますが、8,645人の減となり、G欄の予算に対する達成率は93.4%となっております。

区分欄入院のうち感染症ですが、当院は2類感染症指定医療機関として6床の指定病床を有しております。感染症病床の患者実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び陽性患者の収容により、延べ入院患者数は3,550人、1日平均患者数9.7人で行いました。また、新型コロナウイルス感染症の入院患者は、感染症指定病床以外の一般病床にも収容実績がございますが、詳細につきましては、改めて行政報告（3）においてご報告させていただきます。

次に、外来では、A欄、1日平均患者数の予算925人に対しまして、B欄の実績は925人、C欄の予算に対する実績の差引は0人となっております。F欄、延べ患者数の過不足は12人

の増で、G欄の予算に対する達成率は100%となっております。

次の（参考）の外来は、土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数でご報告申し上げます。

人間ドック、脳ドックともに、一番上の行が1回当たりの平均受診者数、次の行が延べ受診者数でございます。A欄の予算、B欄の実績、F欄の予算に対する実績の過不足、G欄の予算達成率を中心にご報告いたします。

1日ドックは、予算13人に対しまして実績11.5人、F欄の過不足は372人の減となり、88.2%の予算達成率となっております。

脳ドックは、予算1.5人に対しまして実績1.0人、F欄の過不足は24人の減となり、66.7%の予算達成率となっております。

半日ドックは、一月当たりの受診者数でございます。予算35人に対しまして実績29.3人、F欄の過不足は69人の減となり、83.6%の予算達成率となっております。

資料を1枚おめくりください。令和2年度休日・夜間救急患者統計表が参考資料としてございます。後ほどご覧いただければと存じます。

患者実績につきましては以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

次に、行政報告（2）令和2年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況についての報告をお願いいたします。小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況につきましてご報告いたします。

行政報告（2）令和2年度昭和病院企業団病院事業会計4月～3月期収支概況をご覧ください。こちらの収支概況は令和2年度3月分までの収支を消費税込み、1,000円単位でまとめた資料となっております。なお、令和2年度決算の詳細につきましては、次回の定例議会で提案をさせていただきますため、本日は概況の報告となっております。

それでは、資料の表の構成でございますが、表の横列は（A）、（B）、（C）、（D）となっております。また、（A）欄は予算額を、（B）欄には執行額計を、（C）欄、差引には予算額との執行額の差を、（D）欄には執行率を表示しております。報告はこの（B）、（C）の額を基本に説明させていただきます。

初めに、上段の収益的収支（予算第3条）の表になります。

この表の上段の収益的収入の一番下の行に合計がございます。こちらの（B）欄、執行額計は205億7,764万2,000円となり、右側（C）欄の予算額に対する差引きでは5億595万8,000円の増収となっております。

この増収の主な理由は、5行目の医業外収益の増によるもので、（C）欄の差引で11億1,307万5,000円の増収になりました。

ただし、4行目の本来の病院の本業であります医業収益は減収しております。また、（C）欄の差引で6億1,236万円余りの減収となりました。

この内容ですが、右側の備考欄をご覧ください。入院につきましては、1日1人当たりの診

療単価が789円増加したものの、年度の累計での1日平均患者数は23.7人の減となりましたため、入院収益は減収となりました。

一方で、表の2行目、外来収益ですが、こちらの（C）欄の差引で7,110万円余りの増収となりました。

これにつきましては、右の備考欄をご覧いただきたいのですが、1日平均の患者数は予算どおりとなりまして、診療単価が315円増となりましたことから、外来収益は増収となりました。

次に、この表の下半分、下から2行目になりますが、収益的支出の合計をご覧ください。

（B）欄、執行額計は196億2,895万7,000円となり、右側（C）欄の予算額に対する差引きでは4億4,272万7,000円の執行残となりました。この執行残の内訳でございますが、医業費用の材料費で1億8,046万円余り、経費で1億5,829万円余り、減価償却費他で4,523万円余りの執行残が主なものでございます。

これらによりまして、収益的収支の表の一番下の行、収支差引の（B）欄になりますが、収支差引では税込みで9億4,868万5,000円の利益となっております。これ、税抜き決算では9億4,262万円余りの純利益を計上する予定でございます。

続きまして、下段の表になります、資本的収支（予算第4条）の表をご覧ください。

資本的収入の（B）欄、執行額計は2億5,992万7,000円となり、右側（C）欄の予算額に対する差引きでは9,119万5,000円の収入増となりました。

次に、資本的支出でございますが、（B）欄、執行額計は10億3,890万9,000円となり、右側（C）欄の予算額に対する差引きでは5,455万4,000円の執行残となりました。

資本的収支において収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で充当する予定でございます。

恐れ入りますが、資料の裏面の参考資料をご覧ください。

こちらの表では、収益的収支（予算第3条）につきまして、収入、支出を前年度と比較しております。表の右側半分が年度の執行額累計になっております。合計の行をご覧ください。

上段の収益的収入では、右から二列目、差引（A）－（B）の合計は、前年度と比較しまして19億2,850万6,000円、率にして10.3%の増となっております。これは、新型コロナウイルスによる医業収支の落ち込みに対するご支援としまして構成市から頂きました臨時財政支援金5億円、同様に東京都からの財政支援金4億2,000万円のほか、患者受入れや病床確保などに応じた新型コロナウイルス緊急体制整備補助金など多額の収入があり、医業外収益が増加いたしました。

次に、下の段、収益的支出の右から二列目の差引（A）－（B）の合計は5億9,878万8,000円、率にして3.1%の費用増となりました。支出の中で特筆する部分は給与費及び経費の増でございます。

増加の理由ですが、給与費は会計年度任用職員制度に移行したことによります給料及び手当の増及びコロナ診療従事者への危険手当の増により増加しまして、経費はPCR検査の委託料の増により増加をしております。

最後になりますが、一番下の行、収支差引をご覧ください。

前年度との差引きでは13億2,971万8,000円と大きく改善したところでございます。

収支概況につきましてのご報告は以上でございます。

○ 議 長（幸田 昌之） ありがとうございます。

次に、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての報告をお願いいたします。原口事務局長。

○ 事務局長（原口 博） それでは、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について説明いたします。

まず、資料1 ページ、1のその後の経過等（その4）でございます。

1月までにつきましては、おおよそ前回説明させていただいておりますので、一部重複があるかもしれませんが、今回はその後の経過などでございます。

1月8日に緊急事態宣言が発出されて、都内では入院患者も多くおりましたが、当院では減少傾向となりましたので、2月5日から病床稼働の制限、救急病棟への入院制限を緩和しました。

また、構成市内の医療機関には、1月14日付で、転院相談のお願いとして、COVID-19入院患者増に伴う診療体制についての依頼を送付させていただいておりますが、3月19日付で通常診療の再開についてお知らせを送付いたしました。

3月22日には、入院患者が一旦減少してきたため、通常診療を維持するために、感染症病床及び北3コホート病床を31床から18床に縮小いたしました。

その後、4月から5月にかけて入院患者が徐々に増加し、5月10日に感染症病床及び北3コホート病床を27床に拡大いたしました。

2の感染症に対する診療体制等についてですが、当院では、本来の三次救急や悪性腫瘍の治療など、通常の医療を両立しながら感染症の拡大に対応した病床運営を図ってまいりました。

2月から3月は若干COVID-19の入院患者は減少してきたものの、4月からは増大傾向になりました。そこで、2月5日以降、32床を確保しておりましたが、（1）のとおり、患者数の減少に伴い3月22日には22床に縮小し、再度5月に入院患者が増加したため、5月10日から重症患者用4床、中等症用27床、合計31床を確保しております。

また、（2）院内診療体制の変更としましては、3月22日にコロナウイルス感染症に係る病床を縮小したことにより一般患者の受入れ病床を拡張しまして、6月28日からは、病棟で決められている診療科以外の入院を円滑に行えるよう、各病棟に全科共有床を設定するなど工夫をして対応しております。

（3）医師、看護師の体制等。

①医師の体制では、発熱PCR検査センター ――こちらは1階のピロティーのテントのところでございます。そちらでは内科系医師で行い、北3コホート病床を外科系医師と内科系医師の各チームで担当しております。

②看護師の体制では、各病棟をマイナス5床して人員確保していた運用というのは2月1

日で中止いたしました。病棟全体から3人ほどをその後、検出して北3コホート病床に応援を出しまして、また、救急センターは、COVID-19の重症度により、日勤帯のみ病棟勤務者の中で救命センター経験者の方が助勤ということで対応しております。

続いて、3の感染症に対する検査体制についてですが、まず初めに、検査方法について簡単に説明させていただきます。

PCR法、こちらにつきましては、もうマスメディア等でいろいろご存じだと思いますが、コロナウイルス検査の基準となっている測定法でございます。検体中のウイルス遺伝子を増幅させるために反応の温度を上げたり下げたりするため、時間がかかる検査手法でございます。感度、特異度ともに高い検査方法です。しかし、クリーンルームや専用の器械が必要で、測定に高度な技術が必要となります。そのため、当院では外注検査としております。

続いて、Film Array法ですが、PCR法の原理で同時に多項目——測定するウイルス種類が多い検査でございますが、そういった測定が可能な専用測定器と専用試薬の組合せで使用します。試薬コストは非常に高価でございますが、測定自体は自動化されており、技術レベルが問われないため、当院ではこちらの器械で24時間対応しております。1件の測定時間は、約60分ほどでございます。

そして、LAMP法という方法がありますが、一定の温度で核酸増幅反応が起こるように改良された測定法です。そのため、PCRと比べると反応時間が短く60分程度で、やや感度が落ちる検査手法になります。やはり無菌操作などの操作手技に習熟する必要がある測定法で、偽陽性の問題があつて、現在はそちらを中止し、同様の検査方法と言えますが、TRC法に変更しております。こちらは表にございますが、1回の測定で7検体同時測定が可能な検査方法でございます。

そして、COVID-19の抗原定性検査という検査方法がございます。こちらにつきましては、SARS-CoV-2というウイルス構成成分のたんぱく質に特異的に反応する抗体を用いて検体中のウイルスの存在を検査する。検出感度がその代わり低くて、陽性であればこれは間違いなく陽性ということになるのですが、陰性の場合には陰性とは限らない偽陰性ということがございます。当院では救急科が臨床現場で使用している、また、陰性確認のためにも、そういった場合、Film Arrayも同時に実施されるような検査方法でございます。

当院では、発熱外来、また入院までに時間がかかる場合にはPCR検査を、また、緊急で入院する場合ですぐに治療が必要な場合、肺炎症状がある場合、また夜間・休日など、そういった場合はFilm Array法、入院させて治療までに猶予がある場合などはTRCというような、大まかな流れでございますが、そのような検査の方法を取ってございます。

そして、報告に戻りますが、変更の内容になります。

(1) 番の検体検査のFilm Array法の機械を2台に増設しまして、検査体制を今現在強化しているというところでございます。

続いて、2ページをご覧ください。

4の当院が取り扱った本感染症の患者（令和2年度＋令和3年6月30日までの集計）についてでございます。

(1) の入院患者の内訳になりますが、COVID-19入院——疑い例もこれは含みます。その総数は、令和2年度の合計は619人、うち陽性者が329人でございます。

月別の数及び陽性者の入院日数等につきましては表のとおりでございます。

なお、8月以降の入院患者数の減少は、院内での検査により結果待ちの入院などがなくなったことによるものでございます。また、12月以降は、高齢の重症患者の入院が増え、死亡患者が増加しております。

次に、(2) 発熱外来等患者の内訳（帰国者・接触者、発熱外来及びEブース（救急外来）の集計）でございます。

令和2年度の合計になりますが、帰国者・接触者外来、発熱外来等患者数は4,625人、うち発熱外来——こちら、テントになりますが、2,414人、また帰国者・接触者外来、発熱外来等の患者数は4,625人、そのうちPCR検査実施件数は4,248人、また4,248人のうち陽性者は323人で、陽性率は7.6%でございます。

なお、月別の数につきましては表のとおりでございます。特に12月と1月の陽性率が高くなっております。

次に、3ページ、(3) の感染（疑い症例を含む）入院及び発熱外来等の患者数の推移、こちらも令和2年度+令和3年6月30日までのグラフになります。

2つのグラフのとおりでございます。緊急事態宣言の第1回目が4月7日から5月25日まで、2回目が令和3年1月8日から3月21日まで、3回目が4月25日から6月20日まで発出されておりました。

続いて、4ページ、5の新型コロナウイルスワクチンについてでございます。

当院は、「医療従事者等への接種を担う基本型接種施設」として、自施設の職員へのワクチン接種、医療従事者接種を行う連携型接種施設へのワクチン移送、そしてディープフリーザーによるワクチンの保管管理を行いました。

職員等へのワクチン接種につきましては、7月2日までに1,500名弱の職員及び委託職員の接種がほぼ終わっておりますが、先ほど企業長からもお話がありまして、本日で残っている未接種の職員と地域の医療従事者の接種が完了する予定でございます。

また、(3) のとおり、連携型施設9施設にワクチン移送を行いました。

6、その他になりますが、院内クラスターを発生させないよう、これまでと同様に記載のとおり感染対策を徹底しております。

最後に、直近の対応について補足させていただきます。

既に皆様ご存じのとおり、ニュースで取り上げられましたが、先ほど企業長からも報告がありました、東京都から中等症、重症患者の受入れ対応可能なコロナ対応病床の増床要請がありました。通常診療を制限せざる得なくなる可能性があることもニュースになっておりました。

当院では、中等症、重症患者の受入れ可能病床数をICU2、救急病棟6、合計8床としまして、中等症を感染症病床5床、北3コホート28床の計41床、そして小児科受入れを2床で、これは本日午後に東京都に報告する予定でございます。

新型コロナウイルス感染症対応等につきましたの報告は以上でございます。

次に、補足資料につきました、事務局次長より続けて説明いたします。

○ 議 長（幸田 昌之） 小林事務局次長。

○ 事務局次長（小林 忠幸） それでは、行政報告（２）及び（３）の補足資料としまして令和２年度新型コロナウイルス感染症への対応状況及び医業収支見込みの経過について説明をさせていただきます。

ただいまの行政報告では、コロナへの直近の対応状況が主でございましたので、こちらの資料では、まず１番で令和２年度中の新型コロナへの対応状況の概括をいたしまして、２番では、各時点で見込むことが可能でありました補助金及び支援金の収入見込みと、その補助金を含めました収支の見込みを一表でご覧いただけるようにまとめたものでございます。

まず、１番のコロナ対応状況等の概要になりますが、ご覧のとおり、感染の拡大に合わせまして緊急事態宣言が発出されました。

特別な診療体制としましては、発熱などの感染疑い患者の診療は、それまで平日の日中も救急外来診察室で実施しておりましたが、４月には、玄関前にテントを設置し、近隣医療機関からの紹介で軽症の患者さんを対象に発熱ＰＣＲ検査外来を開始いたしました。診療は内科系医師が交代で担当し、８月以降は小平市医師会及び東久留米市医師会からの医師の応援をいただいております。

一般診療の制限としましては、初めての緊急事態宣言が発出された４月から解除される５月までは、不要不急の外出を控えるようにとのことで、医療機関の受診控えがありまして、病院としても予定手術や内視鏡検査など感染リスクの高い診療を制限しましたため、患者は激減いたしました。６月以降は、面会制限等の対策は継続しながらも、通常診療に戻しまして、７月からは麻酔科管理手術予定患者を、１０月からは全入院患者を対象に入院前にＰＣＲ検査を実施するなど、院内感染防止対策を順次強化しまして、高度・急性期機能の維持に努めてまいりました。

病床の制限としましては、東京都から都内医療機関に対し、感染状況のステージに応じた感染患者受入れのための病床の確保要請がありまして、当院では、感染症病床のある北３病棟を中心に、救命センター内の集中治療室（ＩＣＵ）及び救急病棟、小児科病棟、緊急手術後の入院等のためにその他の病棟の個室等を確保いたしました。さらに、これらの確保病床とのゾーニングのため隣接の病室を休床とする必要もありまして、確保病床及び休床の合計の最大は、表でご覧のとおり、７４床に及んでおります。

このように、ステージに応じてコロナ専用の病床を拡大または縮小しまして、一般診療と両立しながら感染患者、特に中等症から重篤な患者の治療に全力を尽くしております。

なお、コホート病棟として運用した北３病棟における診療は、外科系医師のチームが交代で担当するなど、協力体制で臨んでおります。

なお、本資料に記載はございませんが、２回目の緊急事態宣言中の１２月以降は、高齢者の重症例が増え、看護師の負担が増加したため、一般病棟から多数の応援が必要となりまして、再び一般診療に大きな影響が生じました。

続きまして、2の各月時点における令和2年度医業収支等対前年度見込みの概算見込額は、年度を通しての見込額でございます。四半期ごとの節目で、当時の見込み数値となっております。

その下の表は、「R2医業収支補填額」の把握経過でございますが、各月時点の財政支援及び補助金の見込額となっております。補助金は収益的収入の分となっております。

表の下、注に記載しましたとおり、この1行が約1億円になっておりまして、網かけの部分が当時見込んだ補助金等の規模を表しております。令和2年7月の段階で約9億円、令和3年3月の段階で約29億円となっております。

また、その下の注に記載しておりますとおり、太枠内が令和2年度の各事業の補助金の対象期間になっておりまして、大きな斜線の部分は対象期間外を示しております。

中段の表にお戻りいただきまして、本業の部分、1行目のR2年度医業収入減額aを横にご覧ください。5億円の支援金を決定いただきました7月時点で対前年度マイナス10億円、10月時点でマイナス14億円、1月の時点でマイナス12億円、最終的にマイナス9億円となりました。最終的にマイナスが減少したのは理由がございまして、第3波の中、2月初旬には感染患者が減少しまして、一般診療に早めにシフトできたのが大きく影響いたしました。このため、2月及び3月の入院収益、外来収益とも想定よりもかなりよい数字となったためでございます。

2行目の医業支出につきましては、ご覧のとおり多少増減がございしますが、収支差引きとなります3行目のR2年度医業収支影響額cと4行目のR2年度医業収支補填額d、これが支援金や補助金となります。これと5行目の医業収支＋補填の対前年度増減、こちらが総収支になります。これらを7月時点と最終で確認いたしますと、ご覧のとおり、7月の時点では医業収支影響額がマイナス11億円、補填額が8.5億円で、総収支はマイナス2.5億円の見込みでした。最終的には、医業収支影響額はマイナス15億円、補填額が28.5億円、総収支は対前年度でプラス13.5億円となりました。

まとめますと、7月時点の見込みより医業収支は4億円悪化しましたが、医業外収益の補助金等が20億円も増えたため、総収支では16億円改善したというところでございます。

令和3年度は、コロナ対策関連の補助金は予定されましたものの、昨年度にはありましたその他の支援金というものは望めないと考えております。現在、4回目の非常事態宣言が発出され、ご存じのとおり、感染対策がいつまで続くのか不透明な状況でございます。令和3年度も引き続き厳しい病院運営が見込まれますので、2年度のこの黒字分につきましては、3年度において、感染対策はもとより、減収補填も含めまして、通常どおりの病院が運営できるように活用させていただきたく存じます。

補足資料の説明は以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。質疑は報告事項ごとに行います。

質疑につきましては、昭和病院企業団議会会議規則第50条の規定に基づき、同一議員につき同一議題について2回までとしておりますので、ご留意のほどよろしくお願いいたします。

ご発言がある方は手を挙げていただき、私が指名をさせていただきます。お近くにあるマイクを使っていただき、その場で立っていただいて質疑をしていただきますようお願いいたします。

初めに、行政報告（１）令和２年度公立昭和病院取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。２番、たゆ議員。

○ ２ 番（たゆ 久貴） 小金井のたゆと申します。皆さん、よろしくお願いいたします。

行政報告（１）について端的な質問をさせていただきたいんですけれども、取扱患者実績の中で、一番右のⅠのところで、対令和１年度比率が入院も90%、外来も90%などになっていまして、これはもう単純にコロナへの対応の影響でこうなっているのかというのを伺いたいと思います。コロナがあってもなくても企業団の皆さんや日本の医療界全体で今年度は減収が見込まれるようなものがあってこうなったのか、それとも、そういうのはなくて、これはほとんど全てコロナの影響でというふうにこの資料を読み取っていいのかどうか伺いたいと思います。

○ 議 長（幸田 昌之） 金井医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） コロナの影響だけとは申し上げられませんが、入院に関しましては、病床を縮小したり、定時の手術を延期したりといった対応をさせていただきながら患者さんの受入れをしておりました。病床数を縮小して運営していた期間も長いので、年度で90%という結果に影響が出てしまうことが考えられます。外来につきましては、第１波の緊急事態宣言のとき、皆さんもご存じと思いますが、不要不急の受診は取りやめてくださいというような政府からのアナウンスメントがあり、オンライン診療に切り替えなどして診療しておりました。そのため、４、５、６月の外来患者さんが激減しました。慢性疾患の方などはかなり受診控えが多かったように思われます。そのために入院、外来の患者実績が減少しているということになります。

○ ２ 番（たゆ 久貴） ありがとうございます。

○ 議 長（幸田 昌之） ほか、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○ 議 長（幸田 昌之） それでは、特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（２）令和２年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況についての質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。４番、吉本議員。

○ ４ 番（吉本ゆうすけ） それでは、１件質問させていただきます。

収支概況を報告いただきまして、各市分担金という形で支払いをさせていただいていると思うんですが、状況が読めない中で、そのほかに報告にもありました臨時財政支援金というものを outsourcing させていただいていたと思うんですけれども、結果だけ見ると５億増収だったということで、これ、特に臨時財政支援金については、お金が足りなくなるだろうという見込みの中で各市判断をしてお支払いをさせていただいたというふうな認識であるんですが、結果

増収だったということで、特に厳しい運営状況の中で対応していくために備えるということなこともあったわけですが、どの部分——まあ、各市を含めても厳しい状況というのはいろいろあるわけございまして、そういった中で、結果増収だったということを受けて、次回以降の各市の分担金等に一定程度反映されるということになってくるのか、そのあたりの考え方についてお聞きをしたいと思います。

○ 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企 業 長（上西 紀夫） 先ほどご報告いたしましたように、当初は年間約 8 億から 9 億足りないだろうということを申し上げまして、皆さん方に臨時で 5 億円を補助していただきたいということで頂きました。結果的には、職員が非常に頑張って院内クラスターも発生させずに、一生懸命頑張った成果としていろんな補助金がついたわけです。これは予想外のことで大変ありがたいと思っていますが、確かに少し余剰金が出ました。ただし、先ほど事務局次長からお話ししましたように、今年、どのような補助金があるかあまり見通しがありません。先ほどご報告しましたように、現在、第 5 波ですか、ますます患者さんが増えている状況でいくと、入院患者さん、外来患者さんは減ってきます。病床も使えない病床が増えます。そうするとやはり前年度と同じぐらい、かなりの赤字が見込まれるわけです。余ったお金は補填させていただきますが、コロナが今年度で終わるかどうかも全く見通しがつきません。来年度もまだまだ起こる可能性があるわけですね。そういうことに適切に使いたいと思っていますし、各市から 15 億円、通常頂いていますが、これについてはこれまでどおりぜひお願いしたいと思いますし、それから、昨年度頂いた 5 億円の臨時のことについては、最初にお願いしたときに、基本的には 1 回でお願いしたいと。我々が努力をして、2 回目、3 回目にならないように努力をさせていただきたいということをお話をして皆さん方にご負担いただいたということで、15 億円のいわゆる分担金以上にまた負担をお願いしないように努力をしたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。13 番、中村議員。

○ 13 番（中村すぐる） 西東京の中村でございます。よろしくお願いします。大きく 3 点についてお伺いできればと思います。

まず、先ほどの行政報告の最後に補足説明いただきました内容、ちょうど私もお聞きしようと思っていた内容で、お聞きできて、ありがとうございます。ちょっとすみません、専門的な知識も私もないもので。結果的に 41 床に増やしますということは理解をしたんですが、先ほどの補足の中にもありましたように、通常医療の制限というのが非常に懸念、同時にされるところかなというふうに思います。ちょっとその辺のところについてもう少し詳しくご

報告というか、いただきたいなというふうに思います。

大きく2点目が、コロナワクチンの職員等への接種についてです。今日で全職員終わりますということで、その点は承知をしたんですが、一般的にワクチンを受けない権利というか、一般市民についてはそういうようなこともあったりだとか、受けないことによる不利益は絶対起こしてはいけないということがあります。医療従事者の場合はちょっともしかしたらまた別の事情があるのかなと思うんですが、ちょっとその辺のところについて教えていただければと思います。

最後、3点目なんですけども、今、ワクチンの効果が出てきておりまして、感染者は非常に多くて、これはこれですごく懸念しているところではあるんですが、65歳以上の方というのは感染が少なくなってきたと。ただ、それを逆に言えば、若い方というんですかね、20代から50代の方の感染が増えてきている、あるいは中等症から重症になることも増えてきているのかなというふうに思います。その辺について、昭和病院での、何ていうんですかね——まあ、ワクチン接種の効果によって年代も大きく変わってきていると思うんですが、その辺についてちょっと詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○ 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企 業 長（上西 紀夫） まず、通常診療の制限の具体的内容ですが、1つは、いわゆる良性疾患、この手術を控えるということになります。それから、検査の中、例えば内視鏡検査というのは結構息を吸ったりいろいろしますし、侵襲があるので、そういうことを少し制限せざるを得ないかなということになるので、基本的にはがんとか救急患者さんは何とか診たいと思いますが、いわゆる良性疾患を少し制限したいと思います。ただ、我慢していて突然悪くなっている患者さんも結構増えているので、なかなか難しいなということもあります。

もう1つは、ワクチンで、当院でもやはり希望されない職員はそれなりにいらっしゃると思います。それは個人的な希望でありますし、それからまた、第1回をやったときに副反応が少し出て、やはりそれはやめたほうがいいとか、本人の希望もありまして、これは本人の自由に任せているということで、実際にワクチンを打っていない職員もいらっしゃいます。これはもう当然のことだと思います。

それから、今後ですけれども、実際に今入院していて一番多いのは50歳代です。先ほど申し上げたように、やはり家庭内感染が多いんですね。ご本人、あるいはご家族が自宅で療養していると家族内に感染するというので、先ほど言いましたように、これをホテルとかそういうところでしない限りこれから増えてくると思いますし、重症患者が増えてくるということで、非常に大変危惧をしているという状況であります。

以上です。

○ 13 番（中村すぐる） ありがとうございます。

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。

○ 13 番（中村すぐる） 大丈夫です。

○ 議 長（幸田 昌之） ほかはいかがでしょうか。2番、たゆ議員。

○ 2 番（たゆ 久貴） 行政報告（3）についても質問させていただきます。

コロナに感染した方のベッドの数なんですけれども、たくさん報告をいただいて、いろんな数字が飛び交っているように聞こえてちょっと混乱してしまったので、改めて、今現在のコロナ用のベッド数というのは幾つなのか。何か資料だと27と書いてあったんですけど、先ほど企業長は29名入院しているという発言もあったので、今現在何人が入院できるのか伺いたいのと、あと、その内訳が、重症者用が何人なのか伺わせてください。

あと、最初の、冒頭の企業長の発言の中にも、中等症の方が重症化していく例があるということで、私も知り合いの医者から聞いたところ、中等症の方の対応が思っているより大変だという話を聞いたことがありまして、やっぱり重症の一步手前ということなので、特に東京都は重症の基準を国のものよりも緩和してやっているのと思うんですけど、その中等症の方への対応というのは重症の人とどの程度——同じような緊張感があるのではないかと、職員の対応とかも同じだけ手間や困難があるのではないかと思うんですけど、その点の現場の実感というのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それとあと、すみません、ベッド数と関連してしまうんですけど、今現在、入院したくてもできなくて自宅療養を病院側から余儀なくしているような状況があるのかどうか、その方は何人なのかというのを伺いたいと思います。

それと次が、東京都からの病床確保で通常診療を制限してでもという話は私も質問しようと思っていまして、先に説明がありまして、ありがとうございます。合計で41床にするということで、これは8月6日から実行するということでもいいのかどうか伺わせてください。

それと——すみません、たくさんあって。この補足資料のところでも少し伺いたいところがありまして。医業収支の減額よりも補填、補助のほうが多い状況になりまして、13億円の前年度比でプラスになったと、令和2年度予算全体でも9億円ほどのプラスになったという報告を受けまして、当然、医業収支の減少の幅をこの幅に収めたということには、皆さんの並々なぬ努力があつてのことだと思ひまして、敬意を表するんですけども、コロナ対応の補助金ということですので、その目的に沿った積極的な活用が求められていると思ひまして。ただ、これも先ほど報告があつて、令和3年度は補助金などが見通しがないので、診療体制の確保に使っていききたいという考えが示されたんですけども、例えば、その補助金の名目にも、外来診療体制確保とか、何か重症者受入れ体制支援とか、目的があつての補助金、項目であると思うんですね。なので、全体としては診療体制を確保するという目的で私もそこを使つていただきたいんですけども、やっぱりルール上、拡充に使わなきゃいけないような縛りがあるような補助金もあるのではないかと思ひまして。ですので、例えば、今後、今、再拡大、第5波と言われていまして、感染者、発熱者がたくさん増える中で、医業収益の減収に備えるというのも本当に必要だと思うんですけども、同時にほかの頑張つてくださっている職員の労働環境の改善とか、そもそも人員を増やすような人件費関連に使うだとか、例えば検査をよりスピーディーにたくさん出来るように拡大するとか、ワクチン接種への対応だとか、発熱外来の対応を増やすとか、入院の対応を増やすとか、そういった個別の何か戦略的なものがあるのかどうか、現時点の考えを伺わせてください。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 以上です。

順次お願いいたします。金井医事課長。

- 医事課長（金井 弘子） それでは、病床数につきましてご説明いたします。

行政報告（３）の資料の５月１０日以降の合計３１床が今現在稼働している病床ですが、病院長から現在２９名入院していますとの説明でしたが、その内訳は、３名が重症で、４床確保されている病床に入っております。その他の患者さんは３１床に入っているという形になります。

今現在、北３コホート病床というのを、陰圧区域とそうではない区域と中に壁を設けまして病棟を分断して使用をしております。そもそもの病棟の診療科は脳神経内科と内分泌内科の診療科の患者さんが入院する病床でした。その患者さんが壁を作って分断された外側で入院している状況です。今回の要請を受けて完全にその病床をコロナの患者さん用として、北３病棟を全病床に拡大していくという予定で、事務局長が４１という報告をしております。

それにつきましては、院内の病床の空床状況を見まして、転床という形で別の病棟に移っていただくという準備を進めなければならないのと、救命センターについても、救命センターに直接、圏域内の他院に入院中で、重症化したので、そちらの病院では診療が難しいので、救命センターでの診療要請が今週で二、三件続いております。そのために、救命センターもコロナ病床を拡大する予定をしております。数としては院内のほうで流動的に対応はいたしますが、東京都に報告する数としては４１という形で報告させていただくことになります。数がいろいろ出て分かりにくかったかもしれませんが、そのような形になります。

あともう１点、自宅療養をしている人ということについてですが、病院で陽性結果が出た患者さんにつきましては、全て保健所のほうに病院が報告します。保健所の対応で自宅療養、ホテル療養、入院療養というのが決められていきますので、病院で、この方は自宅療養してください、ホテル療養してくださいという指示は一切出しておりません。保健所の対応で患者さんが振り分けられていく中で、保健所のほうから緊急入院の要請があるという形と、当院に救急で運ばれた方が陽性でもう帰せる状態ではないという方は入院するということになります。自宅療養を病院で指示はしておりませんし、その数はありません。

あともう１点、補足資料につきましては、事務局次長から説明いたしますので、私のほうは以上です。

- 議長（幸田 昌之） 小林事務局次長。

- 事務局次長（小林 忠幸） 先ほどの補助金等の関係の目的に応じた対象経費としてどのような形で対応しているかということについてですけれども、まず、そちらの備考欄に掲げました外来診療体制等確保支援とか、医療従事者特殊勤務手当支援事業とか、こういったものに関しましては、人件費が対象経費ということになっておりまして、その積算の方法も、外来診療体制の確保につきましては、そこに従事している医師、看護師、事務職員等の数に単価を掛けるような形の補助金の積算になっております。それから、従事者手当につきましては、やはり外来も入院も含めてなんですけれども、コロナ患者さんに対応した職員に対しての手当ということで、これは実質的に支給した額とほぼイコールの補助金が頂けるというこ

とになっております。これらにつきましても、当初3,000円というような金額から始まりまして、5,000円に途中から補助も上がったということで、それに対応しました。病院側もそれに先行して、当時、最初は1,000円だったものを3,000円出したり、それから5,000円に上げたりというような対応を取ってきております。

ほかに、この中でいきますと、救急・周産期・小児医療体制確保支援事業というのもありますけれども、これは経費がかなり緩やかなことになっておりまして、感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となるということで、一般の清掃の委託とか、洗濯の委託とか、寝具のリースとか、感染の廃棄物の処理ですとか、そういったものの経費にも充てられるということで、もちろんこれらの今挙げたものにつきましても、やはりコロナの影響で実際の業務負担もそれらの委託業者さんに対しても増えているということもありまして、それもまた病院の経費にも当然跳ね返ってくるところですので、そういったものも使えるというところでございます。

それから、一番大きい額になります病床確保事業につきましても、先ほどありました病床を何床確保していて、実際患者さんが入らなかった病床数を病床単価に掛けて補助金を頂けるという形式になっておりますので、なかなか利用状況と確保状況の形で、実際実績にならないと分からないというところもあるのですが、そういった性格のもので、病床確保に要する経費という言い方をされていますので、当然確保するための人員体制とか様々な費用を含めた、これは補填的な意味合いというふうに考えております。

なので、こういった目的に応じた対応について、今後も引き続き対象経費としてやっていきます。実はこの1年を通してかなり対策も進めてまいりましたので、新規事項というのはあまり今考えられていませんが、去年も救命センターの中で病床を拡大しなければいけないとなった際には、病室内の区域に新たに壁を作ったり扉を作ったりとか、そういった修繕とか、そういったことも対応しておりましたので、また新たに今後病床をもっとさらに拡大するというようなことがあった際には、そういった設備的な修繕とか、そういったことも必要になろうかと思っておりますので、そういった費用に充てさせていただきたいと考えております。

以上です。

○ 議長（幸田 昌之） 2番、たゆ議員。

○ 2番（たゆ 久貴） すみません。ベッド数の質問については、私、恥ずかしながら資料を見損ねていまして、本当にここに書いてあったとおりですね、すみませんでした、皆さん。

あと、今後の補助金の活用とか経営については一定ご説明いただきまして、本当に試行錯誤や工夫をしながら頑張ってくださいと考えてやっていращやると思っておりますので、本当に医療現場の皆さんの奮闘に敬意を表したいと思っております。

質問はありません。ありがとうございます。

○ 議長（幸田 昌之） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。

特になければ、質疑なしと認めます。

以上で、行政報告3件に対する質疑を終了いたします。

その他といたしまして、行政報告以外の全般的な事項について質疑はございますでしょうか。14番、稲垣議員。

○ 14 番（稲垣 裕二） 14番、稲垣です。ただいまの行政報告（1）及び（2）に当たることなので、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

昭和病院企業団議会が初めてなので、成り立ちも分かっていなくて大変申し訳ないんですが、病院経営ということを考えれば、当然赤字ではなく黒字を目指すと、こういうことになろうかと思います。収支報告が出ております。一方で、赤字に転落するということになるのならば、コストを削減するのか、あるいは患者さんに多く来てもらうのか、1人当たりの患者さんの単価を上げるのか、選択肢というのはおおむね限られてくるんだと思います。

今日の行政報告（1）では患者数の報告がされていますけれども、大変申し訳ないんですが、昭和病院としての基本的な考え方を聞きたいのが、予算をつくるときに患者さんの見込みを立てますが、患者さんが多いほうがいいんですか、少ないほうがいいんですか。一般的な感覚から言うと、患者さんというのは体が悪くなっちゃった人なので、そういう人が減ればいいんだと思うんですけど、昭和病院としての経営理念から考えるとそれはどう判断して私たちは対応していけばいいのか、今後のことすみません、大変初歩的なことで申し訳ないんですが、そこをお伺いしたいと思います。

○ 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企 業 長（上西 紀夫） 基本的なことなのでお答えしたいと思います。基本的には単価の高い患者さんが多く増えることが経営的には一番プラスです。実際に入院単価、外来単価は、非常に頑張って、大体ずっと上がってきています。

なぜ単価が上がるかという、1つは、もちろん診療内容が高度なものであるということと、もう1つは、入院期間が短いほど単価は高くなるんです。これはD P Cの――先日お話ししたかと思いますが、最初の1週間ぐらいが一番高いんですね。3週間、4週間になると単価が安くなりますので、早い回転をしないといけない。そうすると、結果的には入院延べ患者数が減ってしまうんです。そこをどうするかということが一番の課題であります。

したがって、今何をやっているかという、病院の診療内容を地域の先生方にご理解いただくいろんなツールを考えて広報したりとか、I C Tを使ったりとか、そういう努力をする予定であります。それから、実際に各診療科が地域の先生方のところへ直接行って、こういう内容でやっていますとか、そういうことを今始めたところなんです。実際、放射線科の先生が地域を回っていろいろと説明した結果、放射線治療の患者さんが増えているんですね。整形外科の先生方も、先日かな、周りを回ったんです。これを順次始めようとしたところコロナが来たものですから、訪問ができないんです。

ただ、これはコロナが落ち着いたら、やはり病院の特徴、診療内容をもう少し詳しく診療所の先生とか地域の皆さん方にお話をし、また、市民公開講座等でやっていますが、これ

もここ1年以上できないんですね、コロナのおかげで。そういう広報活動をしながら、必要な患者さんを当院でなるべく多く診させていただくということを基本的な考え方として今努力をしているということでございます。

○ 議 長（幸田 昌之） 14番、稲垣議員。

○ 14 番（稲垣 裕二） ご答弁をいただきまして、短期入院の高度医療がということでは分かりました。一方で、じゃ、通常の外来の患者さんが多いのが、いいという言い方はちょっと正しくないかもしれませんが、その辺のことについては、今後の決算、あるいは予算の中でしっかりと考え方を確認させていただきたいと思います。

以上です。

○ 議 長（幸田 昌之） ほかに質疑ございますでしょうか。4番、吉本議員。

○ 4 番（吉本ゆうすけ） すみません、1点お伺いをさせていただきます。

1件目の取扱いの患者数の実績のところにも関連するかなと思うんですけども、子供の入院数というところで少しお聞きしたいと思っております。付き添い入院ということが小児科の場合、考え方としてあるかと思うんですけども、これが非常にコロナ禍で大変になっているというようなことをニュースで見たところであります。親の交代が禁止をされていて、つきっきりで対応しなければならないというようなことが病院によっては起きているということを知っているんですが、なかなか共働きが多くなってきているこの中で、そういったことになると非常に親の負担感というかバランスというのを取っていくのが難しいのかなというふうに思っております、昭和病院の現状はどのようになっているのかというところについてお伺いをいたします。

○ 議 長（幸田 昌之） 金井医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） 付き添い入院、原則は当院では付き添いはしていただかないようにしております。ただ、患児の状態によって、どうしても親と離れてしまうと安定しない、そういった場合には、ご家族と相談した上、許可をしております。昼間に関しましては8時半から夜の8時まで保育士も配置しております、その中で患児の治療を進めております。

今現在、コロナの小児の入院患者さんは家族感染が多く、コホート病床の1つの部屋にご家族で入院していただくというような形で今まで済んでおりましたが、先般、一組、どうしても一緒に母親についていただかなければならない状況であった時、多摩小児医療センターでは完全にお母様なしという形でうまく対応できるということなので、転搬送させていただきました。コロナの患者さんにつきましては、そのような対応をしております。

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） それでは、質疑なしと認めます。

これもちまして、行政報告を終わります。



○ 議 長（幸田 昌之） ここで休憩をいたします。おおむね10分間程度休憩を取りたい

と思います。11時10分より再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

- 議長（幸田 昌之） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◇

追加日程第6 議案第7号 専決処分（昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例）の承認を求めることについて

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、追加日程第6、議案第7号、専決処分（昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、平成30年10月に発現いたしました職員の官製談合の関与等に関しまして、令和3年3月12日（金曜日）に元職員に対する判決宣告が行われ、有罪判決が確定したことを受けまして、職員の非違行為の責任を重く受け止め、企業長としての責任を明確にするため、令和3年4月の給料1か月分を10分の1減額いたしましたので、専決処分により3月16日付で昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例を制定したものでございます。

なお、本条例の施行期日は、附則第1項で本年4月1日とし、同2項によりまして同月末限りで効力を失う時限の特例条例でございます。

本企业団におきましては、このような事態が二度と起きないように、昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等に係る調査委員会の報告を基にしながら、必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。2番、たゆ議員。

- 2番（たゆ 久貴） これについても1点だけ質問させていただきたいと思います。

まず、私としても、同じような事件が起きないように企業団の皆さんには努力していただきたいと要望したいと思います。

質問は、今後の再発防止策のところだけちょっと伺いたいんですけれども、調査委員会の最終報告書も読ませていただきまして、その中の第2の再発防止策の実施の中には幾つか具体的なことが述べられていまして、例えば、コンプラ推進委員会を設置したが、より実践的な施策の立案や積極的な情報発信を行うということだったり、管理職を対象として、所属職員に対する指導力や組織におけるコンプライアンス向上の取組等のマネジメントを強化する研修を実施するだとか、あと、契約事務や入札制度、財務などについて職階ごとの研修を行い、職員が適切な事務処理を行うために必要な事務研修等を定期的の実施するなど書いてありまして、最終報告が出てから4か月たっているんですけども、この間、再発防止策で

具体的に取り組んだこと、また今後予定されているものなど、現時点の状況をお伺いさせていただきたいと思います。

それともう1つは、ちょっと具体的なんですけど、再発防止策の中に、企業団職員と委託業者が同一執務室内で業務を行っていた状態を可能な限り改善し、おのこの別の執務室や区画等を整備するという、これについてはどうなっているのか、できているのかどうか伺いたいと思います。

○ 議長（幸田 昌之） 答弁をお願いします。小林事務局次長。

○ 事務局次長（小林 忠幸） まず、コンプライアンス推進委員会につきましては、設置を完了しまして、既に委員会も開催しております。

それから、こちらにあります研修の関係につきましては……。すみません、コンプライアンス推進委員会につきましては、戻りますけれども、令和元年の6月に第1回を開催しております、第2回のコンプライアンス推進委員会を令和2年1月に開催いたしまして、コンプライアンスの基本方針の検討をしております。

それから、研修の関係につきましては、平成30年の11月、事件の後ですね、事務職員への公務員倫理、汚職防止の研修を行っております。それから、30年の12月には、事務局職員の契約の基礎の研修ということで、契約事務手続の研修を行っております。それから、31年の3月には、これは事務局職員ですが、ハラスメント研修を、これは事件の発端となっている関係職員の中にもハラスメントがあったのではないかとということもありましたので、こういった研修もこの一連の間、対策として実施したものでございます。

それから、職員と委託職員が同室であったということで、その施設担当部門ですけども、そちらにつきましては、一時期区画をつくって分けていました。それから、今は完全に別室ということで対応しております。

今後、研修につきましては、また定期的の実施をする予定でございます。

私からは以上でございます。

○ 2 番（たゆ 久貴） ありがとうございます。

○ 議長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。14番、稲垣議員。

○ 14 番（稲垣 裕二） お尋ねさせていただきたいのは、今般、不祥事に対しての減給条例ということでございますが、直近5年以内に同じような事例があったのかどうかということをおちょっと確認をさせていただきたいと思います。談合ということにかかわらず、不祥事に対しての減給条例というのは過去あったのかどうかという点。

それともう1点は、最終的に1か月の10%ということですが、これは議案提案者が最終的に判断をしたという認識でよいのかどうかですね、この点についてもお尋ねをさせていただきます。

○ 議長（幸田 昌之） 小林事務局次長。

○ 事務局次長（小林 忠幸） 直近5年以内に減給という処分はございません。

今回のこの一連に関連しての関係職員につきましては、判決の確定後、懲戒の処分としま

して、企業長、それから当時の事務局長と施設係長、これが1か月10%という処分をしております。それから、訓告ということで、嚴重注意で契約担当課長と担当職員を同時に処分をしております。

それから、1か月10%の処分につきましては、顧問の弁護士と相談の上、この金額で妥当であろうということで、相談の上、決定したということでございます。

以上でございます。

○ 議 長（幸田 昌之） 14番、稲垣議員。

○ 14 番（稲垣 裕二） ご答弁をいただきました。ということは、1か月10%というのは顧問弁護士の判断、この下に今回の専決処分をしたと、こういう認識でよいということでしょうか。

○ 議 長（幸田 昌之） 小林事務局長。

○ 事務局次長（小林 忠幸） この弁護士さんからの意見を参考にいたしまして、企業団のほうで決定しております。

以上でございます。

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） それでは、特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第7号、専決処分（昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例）の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○ 議 長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



追加日程第7 議案第8号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて

○ 議 長（幸田 昌之） 続きまして、追加日程第7、議案第8号、昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、野島武夫議員の退場を求めます。

〔8番野島武夫議員退場〕

○ 議 長（幸田 昌之） 提案理由の説明を求めます。上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

議員選出の監査委員につきましては、令和3年7月27日付で、東村山市の小町明夫議員が監査委員を辞職されたことに伴い、現在、欠員になっております。そこで、本案は、議員選出の監査委員につきましては、東久留米市の野島武夫議員を選任することにつき議会の同意を賜りたく、提案するものでございます。

野島氏につきましては、議案第8号資料にもございますように、平成15年に東久留米市議会議員に初当選され、現在、5期目を務められており、同市議会におきましては、総務委員会委員長、議長等の要職を歴任されております。また、一部事務組合議会関係では、多摩六都科学館組合議会議員をはじめ、昭和病院組合議会においては監査委員、柳泉園組合議会においては議長を歴任されておられます。

以上が本案の内容でございます。何とぞご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号、昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで、野島武夫議員の入場を許可いたします。

〔8番野島武夫議員入場〕

- 議長（幸田 昌之） ただいま野島武夫議員が監査委員に選任されました。どうぞよろしくお願いをいたします。

この際、監査委員就任のご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。8番、野島議員。

- 8番（野島 武夫） ただいま監査委員に選任されました野島武夫です。健全な病院経営が続くよう、監査委員の職を適正に務めてまいります。

- 議長（幸田 昌之） ありがとうございました。よろしくお願いをいたします。



- 議長（幸田 昌之） ここで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

- 議長（幸田 昌之） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

-
- 議 長（幸田 昌之） 以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和３年昭和病院企業団議会第１回臨時会を閉会いたします。
閉会時刻は11時26分となります。大変にお疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 幸 田 昌 之

臨時議長 西 上 た だ し

議員 小 町 明 夫

議員 中 村 す ぐ る